

## 平成30年度シート

分担金・ 拠出金名	包括的核実験禁止条約機関準備委員会 (CTBTO) 分担金	種別	分担金	30年度 予算額	1,231,202千円	総合評価	B
拠出先 国際機関名	包括的核実験禁止条約機関 (CTBTO)						
国際機関等の概 要及び成果目標	<p>(1) 設立経緯等・目的：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1996年9月24日、包括的核実験禁止条約 (CTBT) が署名開放されたのを受けて、同年11月に開催されたCTBT署名国会議において、包括的核実験禁止条約機関 (CTBTO) 準備委員会の設立決議が採択され、1997年3月の準備委第一会期再開会期において、暫定技術事務局の設置 (事務局長任命及び組織構造)、活動計画及び予算について合意が成立した。2018年5月現在、CTBTには183か国が署名、166か国が批准。</li> <li>・CTBTO準備委員会は、CTBTが発効し、第一回締約国会議が完了するまでの間、この条約の実施 (検証制度の整備等) のための準備をすること及びCTBTの発効促進を目的として設立。CTBT第4条は、「検証制度は、この条約が効力を生ずる時に検証についてこの条約が定める要件を満たすことができるものとする」と定め、その発効までに同条約に規定された検証制度が整備されることが前提とされている。このため、暫定技術事務局は国際監視制度 (IMS: International Monitoring System) 施設の建設、世界中のIMSの監視施設から送付されるデータを処理する国際データセンター (IDC: International Data Centre) の設置及び現地査察 (OSI: On-site Inspection) 実施のための準備を含むCTBTの検証制度の整備を行っている。</li> </ul> <p>(2) 拠出の概要及び成果目標：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本件拠出は、CTBTの検証制度の整備・強化のためのシステム維持・運営・開発費、事務局運営費等に充てられる予定。これにより、核実験検証体制の確立を図り、ひいては国際社会の核軍縮・不拡散・安全保障の促進を図る。</li> </ul>						
1 専門分野にお ける活動の成 果・影響力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・暫定技術事務局の戦略的目標としては、検証制度の整備、CTBTへのグローバルなコミットメントの実現、効率的かつ持続的な事務局運営の3点が掲げられており、IMSやIDC施設の維持・強化や核実験を行った疑いのある国に対するOSI実施能力整備のための試験・訓練の実施、発効促進共同調整国やCTBTフレンズ国と連携した各国への働きかけ、行財政組織の合理化等の取組を進めている。</li> <li>・核実験の監視観測施設は306施設 (条約上の規定の約90%) が完成し、そのうち285施設 (同約85%) が認証済みである (2018年6月現在)。2017年9月のものを含む過去6回の北朝鮮による核実験を全て検知。</li> <li>・実際に核実験の実施例が21世紀に入って北朝鮮のみにとどまっていることは、CTBTOの存在自体が核実験に対する国際的な抑止効果を提供していることを示していると考えられる。</li> <li>・ゼルボCTBTO事務局長は、2017年度、北朝鮮以外の全ての発効要件国 (7か国) に加えて、その他の未署名・未批准国を訪問し、直接、締結に向けた働きかけを実施。</li> <li>・CTBTOは、核実験禁止規範とその履行状況を世界的なモニタリングネットワークで監視する世界で唯一かつ必要不可欠なシステムを有するところ、他の国際機関等との機能の重複はない。2017年9月3日の北朝鮮による核実験の際にも、国際機関で唯一これを検知した。</li> <li>・一方、CTBTの早期発効は軍縮・不拡散の一環として重要であることから、国連軍縮部とは、各種情報共有及びワークショップへのハイレベル・スピーカー登壇等の連携をとおして、CTBTの発効促進において相乗効果をもたらしている。</li> <li>・日本は、準備委員会、同補助機関を始めとする署名国が参加する枠組みに積極的に参加。2017年2月のCTBTOの核実験検知能力を強化するための日本による追加拠出を活用し、2018年1月に北海道の幌延町、同年3月に青森県むつ市において、放射性希ガスの観測が開始され、CTBTOの核実験検知能力の向上に寄与した。2017年9月の検証につき議論する作業部会Bにおいて、CTBTO事務局長からも謝意が表明された。</li> <li>・2017年9月、第10回CTBT発効促進会議において河野外務大臣から、また、同月の作業部会Bにおいて北野在ウィーン国際機関日本政府代表部大使から、IMSへの国際社会の更なる参加を呼びかけた。</li> <li>・日本独自のCTBTOの検証制度強化に関するイニシアティブとして、2018年1月から3月に、検証技術の一つである地震波観測に関し、途上国に対する能力構築事業として、JICA課題別研修「グローバル地震観測」を実施し、18名の研修員が参加。本事業は1995年より毎年継続しており、2018年3月末までに計74か国から242名を</li> </ul>						

	<p>招聘。2017年9月及び2018年3月の作業部会Bにおいて、参加国のステートメントにおいて、本研修に対する日本への謝意が示された。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・CTBT 発効促進に関し、日本独自のイニシアティブとして、以下のとおり、働きかけを実施。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・2017年7月、東南アジア・太平洋・極東（SEAPFE）東京会合を開催し、中国、韓国、ミャンマー、オーストラリア、タイ、島嶼国の国々、パキスタン等から参加。約50名の参加者が、CTBT 早期発効及びIMSの重要性につき議論。</li> <li>・2017年8月、河野外務大臣がティラーソン米務長官に対し、CTBT について、早期発効を含む、米国の前向きな取組を期待と言及。</li> <li>・2017年9月、安倍内閣総理大臣からモディ印首相に対しCTBT 早期発効の重要性を強調した旨、日印共同声明に明記。</li> <li>・2017年9月、第10回CTBT 発効促進会議において、河野外務大臣が残りの発効要件国を始めとする未署名・未批准国への署名・批准を呼びかけ。</li> <li>・2018年1月、河野外務大臣からアーシフ・パキスタン外相に対し、CTBT に関し、パキスタンの前向きな取組に関する重要性について強調。</li> <li>・2018年4月、NPT 運用検討会議第一回準備委員会において河野外務大臣が、残りの発効要件国を始めCTBT 未署名・未批准国への署名・批准を呼びかけ、さらにIMSの重要性につき言及。</li> </ul> </li> <li>・2016年9月に採択された安保理決議第2310号において、CTBT の発効が国際的な平和及び安全の強化に効果的に貢献することを確認、CTBT0 準備委員会暫定技術事務局（PTS）の有用性が確認されている。</li> <li>・日本はCTBT を現実的な核軍縮措置の最も重要なものの一つとして重視。</li> </ul>
2 組織・財政マネジメント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外部監査 対象年度2017年（暦年）、実施主体：フランス会計院、報告・提出月：2018年4月、結果及び対応：特段の指摘事項なし／無限定適正意見（財務諸表や内部統制報告書を監査した会計監査人が監査報告書の中で表明する監査意見の一つであり、すべての重要な点において適正である場合に表明される。）</li> <li>・内部監査 対象年度：2017年（暦年）、報告・提出月：2018年4月、結果及び対応：特段の指摘事項なし。改善項目のリスト化と継続的レビューにより、更なる業務改善作業が行われている。</li> <li>・財政状況の報告 報告・提出月：2018年4月（2017年度）、監査報告と財務報告が一体の報告書（無限定適正評価）。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・経費削減努力及び優先課題の見直しにより、2018～2019年予算では、8.8百万ドルを優先順位のより高い活動に回すことができる他、前年（2017年）予算比で2018年には5百万ドルが削減できる見込み。</li> </ul> </li> <li>・財政状況改善のため、行財政問題を審議する作業部会A（WGA）や総会にあたる準備委員会の場で、日本政府として改善に向けた働きかけを行っている。</li> </ul>
3 日本の外交課題遂行における有用性・重要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・唯一の戦争被爆国として「核兵器の無い世界」を目指すことを使命とする日本にとり、CTBT は核軍縮・不拡散を推進していく上で最も基礎的で重要なレジーム。また、北朝鮮の核実験検知など日本の安全保障上も不可欠なツールを提供。</li> <li>・日本は、核不拡散条約（NPT）体制を基礎とする核軍縮・不拡散体制を支える重要な柱として、CTBT の早期発効を軍縮・不拡散の最優先課題の一つとして、積極的に早期発効を働きかけている。</li> <li>・核実験禁止の規範の強化、検証制度の整備等、日本として重視する政策に沿う形でCTBT0 の取組が進められており、こうした取組において積極的に参画する日本の意見は重視されている。2年ごとに採択される発効促進会議最終宣言（2017年9月）や、準備委員会（2017年7及び11月）やその補助機関の報告書等の各文書は、日本のコメントを相当程度反映し、作成されている。</li> <li>・2015年9月に第9回CTBT 発効促進会議の共同議長を務めたほか、2015年9月から2017年9月まで発効促進共同調整国を務める等、CTBT 発効促進に係る取組において日本の意向を反映できる地位が確保されている。2017年9月、発効促進共同調整国の地位はベルギー及びイラクに引き継いだ。引き続き、CTBT 発効促進及び検証制度の強化を推進するCTBT フレンド国として、また、唯一の戦争被爆国であり、CTBT を含む核軍縮不拡散分野で主導的役割を担う国として、CTBT 発効促進に係る取組において、日本の意向を多国間で協力しながら反映できる地位を確保。</li> <li>・CTBT0 の有する監視システムは、核実験禁止規範とその履行状況を世界的なモニタリングネットワークで監視する世界で唯一かつ必要不可欠なシステムであり、条約に基づく核実験を世界的な規模で監視するため、一国のみでは実施できない。日本としても「JICA グローバル地震観測研修」を通じた能力構築支援等を通じて、このシステムの運用に貢献している。</li> </ul>

・以下を含む一連の機会を通じ、CTBTの早期発効、CTBTOによる北朝鮮による核実験検知の重要性等について認識を共有している。  
 2018年5月 河野外務大臣とゼルボCTBTO事務局長の2020年NPT運用検討会議第2回準備委員会における会談（於：ジュネーブ）  
 2018年2月 河野外務大臣によるCTBTO暫定技術事務局（PTS）訪問（於：ウィーン、対応者：行財政局長、国際監視制度局長、法務対外関係局長）  
 2017年12月 中根外務副大臣とゼルボCTBTO事務局長の会談（於：ウィーン）  
 2017年8月 河野外務大臣とゼルボCTBTO事務局長の会談（於：広島、長崎）

・CTBTOとの間のハイレベル（大臣、副大臣等）を含む協議の機会を捉え、また、在外公館を通じて、意見交換や申し入れ等を行っている。直近は、2018年5月、河野外務大臣からゼルボ事務局長に対し、CTBTの早期発効に向けて緊密に連携していくことを確認。また、事務局に対しては、大使レベル・事務レベルで日常的に働きかけを行っている。

4 日本人職員・ポストの状況等	加盟国等の数	全職員数 (専門職以上。以下同じ。) (2017年12月末時点)	うち、 日本人職員数	うち、 日本人幹部職員数	日本人職員の比率 (2017年12月末時点)	日本人職員数 (前年同時期)	日本人幹部職員数 (前年同時期)
	183か国 (署名国)	189	5	0	2.65%	5	0

その他特記事項：

- ・2018年2月、日本からの精力的な働きかけの結果、監視支援施設課長（P5）ポストに日本人の新規採用が実現。
- ・2018年5月より、CFE（コスト・フリー・エキスパート）として日本人のコンサルタントが新たに派遣された。また、文部科学省職員が2018年11月から同じくCFEのコンサルタントとして勤務開始予定。
- ・2010年12月から、事務局の予算の取り纏めを担う首席予算計画調整官（P5）ポストに日本人職員が就いている。
- ・2017年6月から、在ウィーン国際機関日本政府代表部参事官が、行財政専門家より構成される諮問グループ（AG）の委員を個人資格（任期3年）で務めている。
- ・政務レベルからゼルボCTBTO事務局長に対し日本人職員増強の協力につき累次働きかけるとともに、在外公館を通じ、個別案件の採用について積極的な働きかけを行うなど、日本人職員増強の課題や今後の方途について日常的に意見交換を行っている。
- ・2017年7月、CTBTOのIMS局長が来日の際、東京工業大学における講演の後、CTBTOのインターン制度等について学生からの質問に答える機会を持った。
- ・2017年8月、CTBTOの人事部長が来日の際、東京工業大学において、「核分野における人材育成」について講演を実施した。

5 PDCAサイクルの確保等	PLAN	準備委員会において、全署名国参加の下で議論し、事業計画・予算案を決定。
	DO	CTBTO事務局が計画及び予算を執行。
	CHECK	CTBTO事務局が執行状況を作業部会A並びに準備委員会に報告。準備委員会において全署名国により議論がなされ、修正案又は次期事業計画・予算案を決定。
	ACT	CTBTO事務局が改善された計画及び予算を執行。
日本の分担金は、使途が特定されておらず、一般会計に組み入れられるため、日本からの分担金のみを特定することはできない。		

担当課室名 軍備管理軍縮課